

令和7年度 総合評価落札方式（一部プロポーザル 方式を含む）の主な変更点（業務）

国土交通省 九州地方整備局

令和7年3月

1)令和7年度 基本方針

2)ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の追加(令和7年4月公告業務から適用)

3)企業及び配置予定技術者の「業務成績」の評価基準の見直し (令和7年8月公告業務から適用)

4)試行業務の概要について(参考)(令和7年4月公告業務から適用)

1)令和7年度 基本方針

- 九州地方整備局では、平成19年4月より総合評価落札方式を導入しており、従来の主な調達方式であったプロポーザル方式と価格競争を含めて業務特性に応じた運用に努めてきた。
- 一方、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、令和元年6月、令和6年6月に品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われた。
この中で、働き方改革の推進、生産性向上への取組、災害時の緊急対応強化及び調査・設計の品質の確保という観点を、いかに現在の入札・契約手続きの中に取り入れられるかが喫緊の課題となっている。
- これらの課題への対応に向けて、総合評価落札方式の透明性・公平性は確保しつつ、評価の安定化及び評価の質の向上を求めることに加え、「担い手の中長期的な育成及び確保の促進」と、現在のみならず「将来の調査・設計の品質確保の促進」を図る多様な入札契約の制度設計を立案していくことが重要である。
- 令和7年度は、頻発化・激甚化する自然災害への対応を踏まえ、引き続き地域の守り手である「地元企業の受注機会の更なる拡大」を図り、「働き方改革」、「調査・設計の品質確保」を加速し、様々な契約制度の積極的活用を図る。

2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組 [1]

取組内容

【令和7年4月公告業務から適用】
【対象:プロポーザル方式・総合評価落札方式】

- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価する。
- 関係法令※に基づく認定を取得した企業**を対象に加点評価する。なお、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しているが、認定を受けていない企業は評価の対象としない。

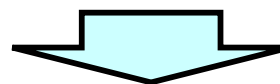
※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律（以下、「若者雇用促進法」という。）

根拠法令	女性活躍推進法	次世代育成支援対策推進法	若者雇用促進法
認定制度	えるぼし認定	くるみん認定	ユースエール認定
概要	・一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性活躍推進のための取り組みの実施状況や優良な企業を厚生労働大臣が認定	・一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定	・若者の採用・育成の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定
認定基準 (一部抜粋)	・男女別の採用における競争倍率(応募者数／採用者数)が同程度であること ・直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること	・男性労働者の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること ・女性労働者の育児休業等取得率が、5%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下 ・過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと ・過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
加点評価の対象となる認定	・プラチナえるぼし ・えるぼし3段階目 ・えるぼし2段階目又は1段階目、かつ、労働時間等の働き方の基準を満足 	・プラチナくるみん ・くるみん(R4.4.1以降) ・くるみん(H29.4.1～R4.3.31) ・トライくるみん ・くるみん 	・ユースエール 
加点	0.5点（上記「加点評価の対象となる認定」の いずれか を取得していること）		

2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組 [2]

現行(配点)

	プロポーザル方式	総合評価落札方式 (簡易型)	総合評価落札方式 (標準型)
予定技術者の経験及び能力	25	50	35
実施方針・実施フロー・工程表・その他	25	50	25
評価テーマ	50	-	40
賃上げに関する認定	-	6	6
合計	100	106	106



見直し(配点)

	プロポーザル方式	総合評価落札方式 (簡易型)	総合評価落札方式 (標準型)
予定技術者の経験及び能力	25	50	35
実施方針・実施フロー・工程表・その他	25	50	25
評価テーマ	50	-	40
賃上げに関する認定	-	6	6
ワークライフバランスの認定	0.5	0.5	0.5
合計	100.5	106.5	106.5

3) 企業及び配置予定技術者の「業務成績」の評価基準の見直し[1]

【令和7年8月公告業務から適用】
【対象：全ての業務】

取組内容

- ・従来、企業及び技術者の業務成績評定点については、3つの業種区分※を一体とした平均評定点（又は平均技術者評定点）を用いて加点評価を行っているところ。
- ・今回、「調査・設計の品質確保」の向上を図るため、**業種区分毎**の平均評定点（又は平均技術者評定点）を用いて加点評価を行う。

※土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務

【総合評価落札方式（簡易型）の場合】

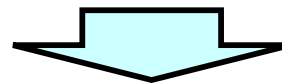
■ 現行（令和6年8月1日以降公告の場合）

専門技術力（業務成績）《企業》

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係を除く）の過去2年間（令和4年度～令和5年度）に完了した業務のうち、**3つの業種区分※を一体とした平均評定点**を評価する。

専門技術力（業務成績）《技術者》

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係を除く）の過去4年間（令和2年度～令和5年度）に完了した業務のうち、**3つの業種区分※を一体とした平均技術者評定点**（再委託による業務及び照査技術者としての業務実績を除く）を評価する。



■ 変更（令和7年8月1日以降公告の場合）

専門技術力（業務成績）《企業》

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係を除く）の過去2年間（令和5年度～令和6年度）に完了した業務のうち、**業種区分毎の平均評定点**を評価する。

専門技術力（業務成績）《技術者》

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係を除く）の過去4年間（令和3年度～令和6年度）に完了した業務のうち、**業種区分毎の平均技術者評定点**（再委託による業務及び照査技術者としての業務実績を除く）を評価する。

4) 試行業務の概要について(参考)

【令和7年4月公告業務から適用】

分類	試行名	試行概要	試行開始時期	試行適用発注方式	R7年度の方針	九州独自
育成タイプ	担い手育成型	若手・女性技術者の登用促進とベテラン・シニア技術者の活用図るため、管理技術者に若手または女性技術者を配置し、サポート役として管理補助技術者（ベテラン・シニア）を配置する。	R1年度	総合評価落札方式（標準型）	継続	○
	技術提案チャレンジ型	地域防災の担い手となる地場企業の育成を目的として、直轄業務の受注実績が無い（少ない）企業の参加機会を確保するため、九州地整の受注実績が無い（又は少ない）企業を優位に評価する。	H29年度	総合評価落札方式（簡易型）	継続	○
	地域特性重視型	地域防災の担い手となる地場企業の育成を目的として、特に地域特性を踏まえた検討が必要となる業務などに、地域要件と地域精通度を設定するとともに、地域特性を踏まえた評価テーマの設定を行う。	R4年度	プロポーザル方式 総合評価落札方式（標準型・簡易型）	継続	
簡素化タイプ	簡易型ショート版	技術提案書は、文字数を制限した「業務実施にかかる留意点」のみとし、技術提案資料の作成及び審査を簡素化するとともに、参加表明書と技術提案書を同時提出することにより、手続き期間の短縮を図る。	R2年度	総合評価落札方式（簡易型）	継続	○
	技術提案簡素化型	技術提案書の作成・審査を簡素化するため、文字数を制限する。	R2年度	プロポーザル方式 総合評価落札方式（標準型・簡易型）	継続	○
	一括審査方式	同一内容の業務を同時期に発注する場合、競争参加者からの提出資料を一部省略し、受発注者双方の業務負担の軽減を図る。 複数の業務に参加表明できるが、落札決定通知を受けた場合は、それ以外の業務を受注出来ない。	H29年度	総合評価落札方式（標準型・簡易型）	継続	
その他	技術者評価重視型	評価テーマに代わり、技術者の業務成績と実施方針の配点ウェートを拡大することで、業務成果の品質を確保する。	H26年度	総合評価落札方式（標準型）	継続	
	組合せ評価型 （国土交通省登録資格）	成果品の品質向上を図るため、配置予定技術者の資格要件において、技術士等の資格と共に高い専門力を有する「国土交通省登録資格」を有した者を優位に評価する。	R4年度	プロポーザル方式 総合評価落札方式（標準型・簡易型）	継続	